

徳 刑 企 第 9 6 号
徳 サ 第 7 9 号
徳 生 企 第 2 1 1 号
徳 交 企 第 7 5 号
徳 公 第 6 3 号
令 和 8 年 4 月 2 8 日

各 部 課 長 殿
各 警 察 署 長
(回議先 刑事課長)

保存期間	5年 (令和14年3月31日まで)
------	----------------------

徳 島 県 警 察 本 部 長

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
の施行に伴う捜査上の留意事項等について（通達甲）

この度、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律の施行に伴う捜査上の留意事項等について、警察庁から行政手続における特
定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う捜査上の留意
事項等について（令和8年3月27日警察庁丁刑企発第28号。以下「警察庁通達」
という。別添）が示達されたことから、県警察においては、警察庁通達に基づき
実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

※警察庁通達「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律の施行に伴う捜査上の留意事項等について（令和8年3月27日警察庁丁
刑企発第28号）」については、警察庁へお問い合わせ下さい。